十　指定外国取引情報蓄積機関　法第百五十六条の六十三第一項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。
十一　取引情報蓄積業務　法第百五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積業務をいう。
十二　取引情報　法第百五十六条の六十三第三項に規定する取引情報をいう。
十三　清算集中等取引情報　法第百五十六条の六十三第三項に規定する清算集中等取引情報をいう。
十四　非清算集中等取引情報　法第百五十六条の六十四第一項に規定する非清算集中等取引情報をいう。
十五　取引情報収集契約　法第百五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。

（清算集中の対象となる取引）

第二条　［略］

［２・３　略］

４　第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一　［略］

二　信託勘定に属するものとして経理される取引（当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である信託財産に係るものを除く。）

三　［略］

四　当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引（ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

イ　［略］

ロ　金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五　［略］

（取引規模の届出等）

第二条の二　金融商品取引業者等（取引情報作成対象業者に限る。）は、毎年、次の各号のいずれかに該当する場合には、四月一日から五月三十一日までの間に、その旨（第三号又は第四号に該当する場合には、当該各号の規定による届出に係る信託を特定するために必要な事項を含む。）を金融庁長官に届け出なければならない。

［一・二　略］

十　取引情報　法第百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。
十一　取引情報蓄積機関　法第百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。
十二　指定外国取引情報蓄積機関　法第百五十六条の六十四第三項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。
十三　取引情報蓄積業務　法第百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積業務をいう。
十四　取引情報収集契約　法第百五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。
［号を加える。］

（清算集中の対象となる取引）

第二条　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

一　［同上］

二　信託勘定に属するものとして経理される取引（当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である信託財産に係るものを除く。）

三　［同上］

四　［同上］

イ　［同上］

ロ　金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五　［同上］

（取引規模の届出等）

第二条の二　［同上］

［一・二　同上］